

○室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例中一部改正の件

1. 条例改正の理由

令和4年4月の新ごみ袋の導入により販売を終了した旧ごみ袋について、在庫活用のため、現料金で販売するとともに、差額券を貼付せずに使用できるようにするもの。

2. 条例改正の概要

「現在在庫がある旧ごみ袋」を新ごみ袋の料金で販売すること、及び「既に購入された旧ごみ袋」等について、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 「今後販売する旧ごみ袋」の取扱い

在庫がある旧ごみ袋について、令和6年4月1日から現料金で販売することとする。
また、同日から、新ごみ袋と同様に、分別区分に応じた色のごみ袋を使用しなくてもよいこととする。

(2) 「既に購入された旧ごみ袋及び旧ごみ処理券」の取扱い

ア 既に市民等が購入している旧ごみ袋及び旧ごみ処理券については、現在は令和7年3月31日までの間は差額券を貼付することにより使用可能としているが、令和6年1月1日以後は差額券を貼付しなくても使用できることとする。

イ 令和6年4月1日から旧ごみ袋を販売することに伴い、同日から分別区分に応じた色のごみ袋を使用しなくてもよいこととする。

(3) 「既に購入された差額券」の取扱い

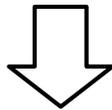
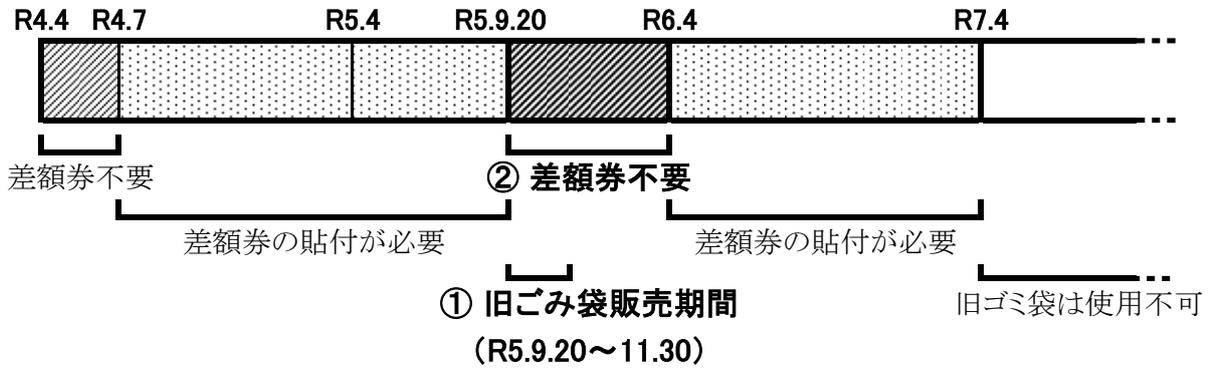
既に市民等が購入している差額券については、使用することがなくなることから、令和6年2月1日から当分の間、額面に応じた新ごみ袋と交換することができることとする。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

○ 現行(R5.9.19改正)の経過措置

- ① R5.9.20～R5.11.30の間、旧ごみ袋を現料金で販売する。
- ② R5.9.20～R6.3.31の間、差額券の貼付を不要とする。



○ 改正後の経過措置

- (1) R6.4.1以降、旧ごみ袋を現料金で販売する。
R6.4.1以降、旧ごみ袋の分別区分(オレンジ、緑、ピンク)による区分を不要とする。
- (2) R6.1.1以降、現在に引き続き、差額券の貼付を不要とする。
- (3) R6.2.1以降、差額券を額面に応じた新ごみ袋と交換する。



- (1) R6.4.1以降、旧ごみ袋を現料金で販売する。
R6.4.1以降、旧ごみ袋の分別区分は不要とする。
- (2) 差額券の貼付が必要 (R4.7-R5.4)
差額券不要 (R4.4-R4.7)
差額券不要 (R6.1-R7.4)
R6.1.1以降、引き続き差額券を不要とする。
- (3) R6.2.1以降、差額券の額面に応じた新ごみ袋と交換